

令和5年4月 入札契約制度の改正について

令和5年4月1日以降に締結する契約の案件から、工事請負契約約款を改正します。
また、低入札対策の強化を図るため、国、県の取扱いに準じて、低入札に係る「調査基準価格及び最低制限価格」の算定式の見直しを行い、算定に使用する一般管理費等の参入率を「55%」から「68%」に引き上げました。併せて、算定式の基となる工種（機械設備、電気設備及び電気通信工事）を追加しました。（令和5年4月1日以降の公告から対象）

工事請負契約の契約約款の改正

○改正内容について（第30条関係）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとするものとしたもの。

最低制限価格・低入札価格調査基準価格 【令和5年4月1日以降の公告から対象】

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
工種・業務委託	算定式
土木、水道、舗装等の工事及び業務委託	予定価格算定上の（直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）
建築工事及び建築設備工事	予定価格算定上の（直接工事費×90%×97%+共通仮設費×90%+（直接工事費×10%+現場管理費）×90%+一般管理費等×68%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）
機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事	予定価格算定上の（機器単体費×90.7%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%）の合計額（千円未満切り捨て）×1.10（消費税及び地方消費税）

※ 業務委託は、予定価格が1,000万円以上の公共土木施設維持管理等業務（草刈・剪定）をいいます。

※ 上記算定式により算出した額が、
予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2（千円未満切捨）に相当する額、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5（千円未満切上）に相当する額とします。

※ その他特殊工事については、別途算定式を設定する場合があります。